

著作物利用許諾契約書

著作者〇〇〇〇^(注1)（以下、「甲」という。）、著作者の所属機関〇〇〇〇^(注2)（以下、「乙」という。）並びに公益事業学会（以下、「丙」という。）は、別紙の論文等の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（利用許諾）

甲並びに丙は、乙に対し、本著作物を、第5条に定める期間、所属機関の「ホームページ上にPDFファイル等、電子媒体物を通して公開する」態様で利用することを許諾する。

第2条（独占的許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、印刷物における複製、頒布の形態で本著作物を利用するなどを許諾してはならない。

第3条（著作者人格権）

- 1 乙は、本著作物の改変を行う場合、事前に甲並びに丙の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたり、以下のとおり著作者の著作物を表示しなければならない。

〇〇〇〇著「論文名」『公益事業研究』〇巻〇号、〇〇〇〇年、〇—〇頁

第4条（保証）

- 1 甲は、乙並びに丙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリティ権その他いかなる権利も侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等がなされた場合、甲は、甲の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとし、乙並びに丙に対して、一切の責任も負担も負わせないものとする。

第5条（期間）

本契約の有効期間は、（掲載誌『公益事業研究』の発行日翌日より1年経過後の）平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの10年間とする。

第6条（解除）

甲、乙並びに丙は、それぞれ相手方が本契約に違反した場合、ただちに当該違反の是正を催告し、当該催告日の翌日より2週間以内に当該違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

第7条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、本著作物をこのホームページから全て削除するものとする。

第8条（秘密保持）

甲、乙並びに丙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中及び本契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾無く、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩をしてはならない。

第9条（権利義務譲渡等禁止）

甲、乙並びに丙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

第10条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、甲並びに乙の間の文書による合意がない限り、効力を生じないものとする。

第11条（管轄）

本契約により生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書3通を作成し、双方署名または記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 住所	氏名	印
乙 住所	氏名	印
丙 住所	氏名	印

(注1) 著作者複数の場合は、すべての著作者の名前を書き入れることとする。

(注2) 著作者の所属機関が複数の場合は、著作者の所属する機関名をすべて書き入れることとする。非常勤講師、もしくは客員講師の立場で、勤務先で利用許諾を求める場合は書き入れることとする。